

年末年始における咲洲地区の交通規制について

年末年始における暴走族対策のため、次のとおり通行禁止の交通規制を実施しますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

1 規制時間

平成29年12月31日（日）午後10時頃から翌1日（月）午前4時頃までの間

2 規制場所・車種

- ① 大阪入国管理局西交差点から南港中5丁目交差点までの間（南北車線とも）
車両（咲洲地区居住者の車両も通行できません，現場警察官の指示により迂回をお願いいたします）
- ② 南港大橋南詰交差点から南港大橋北詰交差点までの間（北行き車線のみ）
車両（咲洲地区居住者の車両及びタクシーを除く）
- ③ 咲洲トンネル西交差点から大阪入国管理局西交差点までの間（南行き車線のみ）
車両（咲洲地区居住者の車両及びタクシーを除く）
- ④ 阪神高速（湾岸線・大阪港線）南港北出口（閉鎖）
車両（完全閉鎖につき，南港中出口へ迂回をお願いいたします）

※ 咲洲トンネル，夢咲トンネル及び南港大橋から咲洲地区へは，上記車両以外は規制対象から除外されないことから通行することができません。

よって，帰省等で咲洲地区に入られる方にあります場合は，12月31日午後10時ころまでには必ず通過されるよう，あらかじめご連絡をお願いいたします。



～問い合わせ先 住之江警察署交通規制係 6682-1234（内線421）～